

事務連絡
令和8年5月19日

発注者各位

公益社団法人荒川区シルバー人材センター
会長 井上 浩
(印章省略)

熱中症予防対策の実施について

平素より、当センター事業の運営にご協力とご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が令和7年6月1日から施行され、事業者に対する熱中症対策が罰則付きで義務付けられました。

つきましては、「熱中症特別警戒アラート」「熱中症警戒アラート」及び「暑さ指数(WBGT)」が「危険、厳重警戒及び警戒」指数に達すると予報される際は、ご依頼をいただいております就業を中止もしくは延期させていただく場合がございますので、予めご案内させていただきます。

なお、ご不明な点につきましてはシルバー人材センター事務局までご連絡をくださいますよう、お願い申し上げます。

(お問合せ)

シルバー人材センター事務局

電話：03-3810-1141